

Title	十七世紀フランス農村の構成：一つの事例
Sub Title	The French peasantry of the seventeenth century : a regional example
Author	渡辺, 國廣
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1961
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.54, No.8 (1961. 8) ,p.655(45)- 665(55)
JaLC DOI	10.14991/001.19610801-0045
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19610801-0045

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ウェーバーは、よく知られているように、価値判断を主観的であるとしてその排除を主張したが、ウェーバーが極度に恐れたものは価値判断そのものではなくして、価値判断につきまとう偏見と独断とであった。^(注)このような偏見と独断とはどこから発生するか。それは価値判断を絶対化する(たとえば「自然」という衣をつけて)ことにある。本来個人の価値判断は個人のものであるが故に、相対的であり有限なものである。価値判断が有限であるからこそ、それは他との相互支持によってなければ絶対的なものとはなり得ない。有限かつ相対的な個人の価値判断は、他との納得によって支持されたとき、それははじめて絶対性を獲得することができるのである。マルキシズムはこの相互納得と相互支持のプロセスをおこなわないとき、その理論は独断的なものとなる。相互納得と相互支持のプロセスを通して、主観的な価値判断は客観化され社会的意見となつたとき、その正しさを主張できるのである。

(注) このウェーバーに対する解釈は、山田雄三「価値判断論に関するミューダールの最近の見解について」(「一橋論叢」42巻6号)に示されているように、ミューダールの変化である。最近のミューダールは、価値は事実を離れては考えられないし、事実も価値を離れては考えられないことを認めている。また小倉志祥「マックス・ウェーバーにおける科学と倫理」においても、ウェーバーが「規範的倫理学の可能性」を否定せず、それと「主観的趣味判断」との本質的差を認めていたことを結論している。

最後に、私の図式による政府が、いかなるものであり、それが国家とどのような関係に立ち、そして政府のおこなう政策が、社会的意見を反映した厚生であるか否かについては、政府の性格さらに国家の性格がとりあげられなければならないが、それは価値判断からはずれるので稿を新たにして論じたい。ただ国家または政府が、現代の機構の中では、一方的な利益のみを考えて政策をおこなうことはできなくなったと考えるかあるいはこれに反し、このような政策の変化を支配者階級の「みせかけの退却」であるというかは、支配者階級がどのようなものかというメカニズムの根拠が示されなければならない。この根拠が示されれば、問題はもっと明瞭になるであろう。

(注) 本稿で述べたプロセスが実際にどのように進展しているかについては、加藤・丸尾「社会化と経済計画」(理想社)参照。

資料

十七世紀フランス農村の構成

——一つの事例——

渡 辺 國 廣

一

二

フランス農業史の研究で十七世紀は長く空白のまま放置されて来た。^{*}しかし最近にいたり研究が進み、いくつかの個別例の発表をみた。そうしたものの一つにボヴェー地方について閑説したグベル氏の論文がある。^{*}以下においてはこれを必要な限り忠実に紹介する。十七世紀農業史の問題点が何であるか。すべてこれは豊富な実証の上に立って今後において展開されるべき課題であると信ずる。本稿は問題の正しい把握のための一つの素材を提示することを直接の目的とする。

* Annales, 1947, p. 365 所載のフロックの書簡に注意。

** Pierre Goubert, "The French Peasantry of the Seventeenth Century: A Regional Example," Past and Present, No. 10, Nov. 1956, pp. 55-77.

十七世紀フランス農村の構成

種々な史料の語るところによれば、農民の手中に残り得た土地は全体の半分であった。ボヴェーの近郊ではわずかにクォーターといわれた。土地の最上の部分は農民の手から離れた。残った土地は地力に乏しい。また葡萄畠、森林、牧草地の大部分を農民はなくなしてしまった。しかも注意すべきは農民のうちの少数の者に土地が集中していたことであった。大部分の者は零細な土地しか有しない。一〇ヘクタールを持つほどの者は極端に少数であった。^{*}

十七世紀を通じて聖俗の領主は農民の保有地を執拗に買戻し、それらをもって『ファルム』を構成した。この時期には市民もまた土地の集積に懸命な努力を傾けている。農民の保有地は極端に圧縮されていった。そうしたことのなかから叙上の事態が結果したわけである。特権者は集積した土地を自身で耕作しない。農民に向って賃貸した。保有地を狭められた農民は競ってその賃借を求めた。しか

し大方の者は思うに任せない。大抵は生活の糧の補充に精々三ヘクタールを賃借できただけであつた。***

『ファーム』は賃貸に出された。『ラブルール』と呼ばれる保有農民がその引受者になつた。彼はそのことにより『フェルミエ』と呼ばれた。しばしば一五〇ヘクタール以上を一括して賃借する『ラブルール』も出た。しかしこの種の者は村に一人か二人いるだけ。絶無の場合もある。彼はそのことにより力を増し、真の実力者として村の生活に君臨するまでになつた。彼本来の保有地はしばしば極端に手狭なものであつた。しかし彼は『ファーム』の経営を大規模に引受けることによって力を得ていった。またまれには三〇ヘクタール以上を保有し、どちらかといえばその耕作に依存して『ファーム』の賃借に大した関心を示さない『ラブルール』もいた。しかし後者はその実力において前者に圧倒されていった。

* 若干の例を示せば。ゴワンクールでは保有農民九八人のうち三人がそれぞれ一〇ヘクタール、一二ヘクタール、一八ヘクタール、九四人は二ヘクタール以下の規模。エスボーブールの保有農民一四八人中一〇ヘクタールを有する者は絶無、一二五人は二ヘクタール以下。クードレ・サン・ジェルメールでは保有農民二二五人のうち一〇六人が二ヘクタール以下の規模、三〇ヘクタールを有する者はただの一人。フランスで一ヘクタールは二エーカー半。

* 保有農民で『マヌヴリエ』と呼ばれる人々の場合。グベル氏

って彼は運搬の仕事に従事することも可能である。また馬を賃貸に出すという手段もあつた。村で大抵の者は馬を持たず、従つて耕作のため『ラブルール』の馬に依存せざるを得なかつた。そしてこれが契機となつて『ラブルール』は役畜を持たない他の人々を彼の下に従属せしめることになつたのである。しかしこれら『ラブルール』は村で依然として少数者の存在であつた。

同時に注意しなければならない点は同じ『ラブルール』のなかにも種々な区別が存したという点である。これについてはすでに閑説した。ここでさらに深入りすれば、(一)、自己の保有地の経営に主力を注ぐ者、(二)、土地を賃借するという点だけに関心を寄せる者、(三)、同時に領主権の引受けを考えた者に大別できる。

(一)に関連して。アンドリュールの場合。彼の保有地の規模は一〇〇エーカー。馬五頭を持ち、農夫二人を抱えている。しかし借地はない。乳牛三、豚二、羊二三を持つ。彼は自己の保有地の耕作に主力を注いでいた。従つて農夫の確保に彼は関心を寄せる。知られる如く家畜の保有量は少ない。とくに豚に注意。しかしこの種の『ラブルール』に属するが、家畜の飼育に重点を置く者もあつた。ブルニチアンの場合。彼は乳牛二三、羊八五を有す。彼はその飼育に必要な牧草地を持っていた。

(二)について。彼の保有地は四〇エーカー精々。乳牛はただの三頭。もう一人の『ラブルール』の場合。彼の保有地は極端に手狭で、地片二ないし三。これらの『ラブルール』は土地の賃借に異常

によれば、ボヴェー地方には完全な無産者を見出すことができない。彼は依然として small proprietor であつた。彼が賃借したのは『ファーム』でないことに注意。第四節を参照。

*** 彼は receveur de seigneurie, fermier-receveur と呼ばれた。第三節の(三)の説明に注意。

*** グベル氏によれば、これこそが『ラブルール』として ordinary で、substantial な存在であつた。第三節の(一)の説明に注意。

三

保有農民の一つの極に『ラブルール』がいた。鋤一、馬二を持って彼を『ラブルール』という。役畜の所有者として彼は『ファーム』の経営を容易に引受けることができた。このことによって彼は大きな実力を備えるにいたつた。『ラブルール』は真の実力者として村会を組織し、十七世紀には村の生活に君臨するまでになつていった。

頑強な馬一頭の価値は最低六〇リヴル。これは乳牛三頭に相当した。また羊二〇頭か穀類五五ブッシェルに匹敵するともいわれた。『ラブルール』は自分の土地を自分の馬で耕作することに大きな誇りを感じていた。また馬を持つことが彼の社会的地位の向上に資したことというまでもない。すでに自明なところであつた。役畜の所有者として彼は他から土地を賃借できた。馬を利用することによ

な関心を寄せた。大抵は領主の森林で豚を放牧する権利を獲得し、二〇頭かそれ以上の豚を飼養している。***

(三)は村でもっとも有力な存在であつた。ドゥメスニの場合。土地一〇〇ヘクタール、牧草地一二ヘクタール、大きな葡萄園、森林二、これらを彼は教会の依頼で引受けた。彼は馬一二頭を持ち、車曳二、農夫二を抱えていた。また必要に応じて大勢の人足を雇つた。彼は同時に領主権を引受け、十分の一税の徴集に従い、圧搾場を独占していた。これらの代償として彼は年に一、二〇〇リヴルと最上の小麦四〇ヘクトリットルを引渡した。彼は自己の保有地を一〇〇リヴルで賃貸に出した。家畜としては乳牛二五、豚六、羊二二五が主なもの。ほかに鳩一六〇、家禽一八〇。収穫の余剰も相当なもので、穀類八、〇〇束、葡萄酒と林檎酒で一〇〇樽、羊毛二〇〇俵。またゴワンクールの村人の半数が彼に債務をおうていた。近接の教区の四一家族の負債と合計すれば、彼の債権は一、七〇〇リヴルともいわれた。注意すべきは彼が自己の保有地に何ら関心を寄せていないという点である。この種の『ラブルール』で極端な場合それを売却してしまつた。彼の関心は何よりも経営規模の拡大にあつた。その限り必要な役畜の充実に彼は腐心している。***

* ボワトウ地方には『ラブルール』で鋤も馬も持たない者がいた。彼は laboureur à bras と呼ばれた。グベル氏によれば、ボヴェー地方にはかかる『ラブルール』を見出すことができない。

※ 若干の例を示そう。ルウスでは八六人の家持のうち『ラブルール』はただの三人。サントメールでは九三人中一〇人。クリロンでは七〇人中六人。グラティニエでは九〇人中三人。リッソでは四三人中六人。ラ・ウッセーでは四六人中ただの一人。

*** この種の『ラブルール』の動靜に私は最大の関心を寄せた。彼は売却のための余剰を持ち得た。保有農民として自立することは彼の念願であった。しかし『ファルム』の拡大は彼の農業経営をたえず圧迫していった。それがいかなる事態を結果したか。この間の事情の究明は今後に譲らなければならない。

*** いわゆる *laboureur-fermier*、グベル氏によれば、これが『ラブルール』として *genuine* な存在であった。彼は『ファルム』の経営で得たものを保有地の拡大に投じて(+)の方向をめざした。また後述の(三)の方向をとる者もあった。

*** これは所領経営の一つの方式でしかない。『ラブルール』は『ファルム』を一括して引受け、領主権をも同時に賃借することによって村の旦那と化した。村における『ラブルール』の存在は旧領主の存在と何ら選ぶところがない。領主そのものであったといっても過言ではなかった。

四

保有農民の他の極には『マヌヴリエ』がいる。この種の人々が大抵の村で住民の圧倒的部分を占めていた。その最下層は文字通りの

けの家畜がない。資本の予備を欠く。従って『マヌヴリエ』には大規模に借地することができない。零細な規模を賃借する以外になかった。借地料はかえって高くついた。不作時にはその支払も不可能なほどであった。豊作時ですら耕作の重労働を相殺するのが精々であった。地片から地片へ移動することで彼はどれほど消耗したことか。

かくて『マヌヴリエ』は農業以外に仕事を求めざるを得なかった。彼は樽や車の製造、仕立職、織布に生活の糧を求めようとした。しかし常時これらの仕事を続けることはできない。村で需要が乏しく、一年のうちもとも都合な時期をみて折に触れ従っていたというだけであった。『マヌヴリエ』は職人として徹底できない。ただし例外としてピカルディ地方の南部や西部には村人で羊毛の加工に従う者があった。また東部や北東部の村人は麻の加工に従っていた。ボヴェー周辺の若干の村ではその界限で産するか近隣から持込まれるかした羊毛を梳いたり畳だてたりしていた。これらの人々は同時に紡ぎもした。そして糸にしてボヴェーの織布業者に売却していた。アミアンやアブヴィルに向って北進すれば織布がかなり広く営まれているのに気づく。これら農村の織布者は原料も織機も持たない。すべて商人から前借していた。商人は出来高に応じて引渡した。これら『マヌヴリエ』は毛織物の仕事にかなり傾斜していた。しかし収穫期には人足としての仕事に向い、毛織物の仕事は中断された。にもかかわらず織布が『マヌヴリエ』にとって生活の重要な

無産者で、徴税簿では無力者として扱われている。いわば社会の落伍者で、ボヴェー地方では例外的な存在であった。大抵の『マヌヴリエ』は財産の所有者として若干の耕地のほか住居や菜園を持っていた。菜園では大麻、甘藍、林檎が栽培された。耕地では小麦とライ麦を混作した。しかし収穫は若干袋で、家族の数カ月の生活を支えるのが精々であった。数週間の必要に足るだけという場合もしばしばである。なおボヴェー地方の『マヌヴリエ』は三羽ないし四羽の雌鶏を飼っていた。大抵の者は豚を持たない。二人に一人が乳牛若干を飼う。しかし共同の牧草地を締出され、道路か茂みで放牧していた。従って発育は不良であった。しかし羊は重要で、『マヌヴリエ』はその毛や肉を売って税金の支払に当てていた。

同時に『マヌヴリエ』は『ラブルール』の下で臨時の人足として働いている。常雇では収穫期に手不足のためであった。仕事は乾草作り、取入れ、葡萄の収穫、脱穀、生垣の刈込み、伐採、堀割の清掃であった。これらの仕事で『マヌヴリエ』は一椀のスープか葡萄酒を一杯、穀物を少量、貨幣若干を得た。しかし実際に貨幣は受取らない。それをもって前借の返済に当てていた。『マヌヴリエ』は『ラブルール』から種子その他を前借しており、次の前借を期待するためにも借務は早急に解消しておく必要があったからである。

このような状況の下で『マヌヴリエ』は生活の維持が不可能であった。彼は借地することによって運命の打解を考えた。しかし『マヌヴリエ』は役畜たる馬を持たない。また必要な肥料を獲得するだ

補助となったこというまでもない。

しかしボヴェーの南の部分では事情がもっと複雑であった。上述したところと違い、社会階層の明確な単純化がそこではみられない。オワズ川やテラン川に沿って豊かな牧草地があり、また丘陵地帯には葡萄園が開け、豊かな森林が続いていた。従って総じて家畜の飼育が容易であり、『マヌヴリエ』は乳牛や六頭の羊を持ち、また雌豚を飼っていた。これら『マヌヴリエ』は極端に貧しくはない。村でかなり多数がこうした『マヌヴリエ』であった。専門に牧養に従事する人々である。パリにアザミ、アスパラガス、林檎を供給する人々、葡萄作りに従う人々、工芸品の作成に従事する人々。これらの『マヌヴリエ』は富裕を誇っていた。また自分の驢馬を利用して運搬に従事する人々もいた。これによって粉や肉が近くの都市に向って運び込まれた。これらの『マヌヴリエ』は耕地若干のほか菜園を持っていた。また乾草作り、取入れ、脱穀のため賃労働に出ることもあった。しかし自身を『マヌヴリエ』と呼ぶことにもっとも躊躇を感じたのはこの種の人々であった。

これらの人々に近いものに『アリコティエ』と呼ばれる人々がいた。ブレ地方やソワソン地方で検出される。豆類の生産に従う。大抵は二〇エーカーの土地で隠元を栽培していた。土地の半分は彼の所有であった。従ってどの『マヌヴリエ』よりも保有規模が大きい。乳牛一頭か二頭、羊五頭か六頭、しばしば驢馬一頭を持っていた。林檎、卵、チーズを売り、蔓細工や柳細工を作り、麻布を織り、ま

た製材の仕事をしていた。他に賃労働に出ることはかなりまれである。自分の仕事でかなり多忙なためであった。今日の言葉で万屋的存在ともいべきか。

* この点に注意。グベル氏はボヴェー地方の『マヌヴリエ』を *very small proprietor, smallholder, householder* として把握していた。

* しかしこの種の人々は『ラブルール』とも自称しない。彼にとってそれはかなり高貴な称号と感ぜられていた。

* 村の細民といわれるべき存在をどう扱うか。グベル氏は『マヌヴリエ』ということで一括しているが、この取上げ方自体に異論もあろう。氏にとって『マヌヴリエ』は *The Village Poor* として *Proletarian* でも *Prosperous member of community* でもなかったのである。

五

保有農民のうちどれだけの者が自分の収穫で経済的に自立できたか。裏を返せばこれは自立に要する収穫を得るためだけの保有規模が必要であったかという問題でもあろう。

これと関連して真先に問われるべきは農民家族が日常の生活に必要な食物の量であった。これをどう見積るか。小麦を規準。普通いわれているところに従って大人一人が一日に必要なパンを二ポンドから二ポンド半としよう。また大抵の農民の家庭が六人からなると考

えよう。内訳は両親と子供三人、ほかに祖父または祖母。子供のうち二人は幼児とする。従って一日に必要なパンの量は一〇ポンドとみていい。このパンを獲得するためには年間一八キントルの小麦が必要である。

次に問題はこの一八キントルの収穫に必要な保有規模いかんということであろう。これと関連しては単位当り収量が問題である。ボヴェー地方の最上の土地で産出量は一ヘクタールにつき九キントル、不作時には半分の四キントル。従って家族の生計維持に必要な一八キントルを得るためには豊作時で二ヘクタール、不作時で四ヘクタール半の保有規模が必要である。しかし当時は三圃制。このため三年に一回の小麦収穫ということになる。従って常時一八キントルを確保し続けるため必要な規模はその三倍の六ヘクタール、最大限一三ヘクタール半ということであった。

しかしこれら保有地から収穫した全部を生命の維持に充用し得ないこというまでもない。(i)、次の年のための種子を差引かなければならない。収穫の六分の一をそれに当てた。(ii)、最小限二〇リヴルのタイユを支払う。これは低い価格で換算して四キントルの量の小麦に相当した。(iii)、その他の国税の合計がタイユとほぼ同量に達した。一例として塩税。従って(ii)と(iii)で国王は土地一ヘクタール分の収穫を持去ったということになる。(iv)、十分の一税。百束について六束から九束。(v)、領主に対する諸負担。場所によりかなり違う。北部ではシャンパールがかなり重く、百束について九束であっ

た。(vi)、収穫や脱穀のため臨時に雇った人足に対する賃銀。普通は現物。これら控除分を総計すれば、小麦収穫のほとんど半分に達した。春穀についても同じことがいえる。従って必要量の二倍は収穫しなければならぬ。経済的な自立を達するためには最小限一二ヘクタール(ほとんど三〇エーカー)、最大限二七ヘクタール(六五エーカー)が必要であった。

その限り『マヌヴリエ』は経済的に自立が不可能である。彼の財産は必要規模にはるか及ばない。『マヌヴリエ』は小麦を他から購入しなければならなかった。そのため彼は結局において賃労働に頼らざるを得ない。しかし『マヌヴリエ』はただちにそうした方向を選ばなかった。彼にとって農業で立つということは大きな魅力であり、まず『マヌヴリエ』は生活の不足を借地により補填しようとした。借地料は通例一ヘクタールにつき小麦一ギンタル半であった。従って収穫の六分の一。不作時には三分の一に相当。そして実際に借地により不足の若干は補填することができた。しかしそうした方向も『ファルム』の設定という大きな事実の前に十分な伸張を示し得られなかった。土地は急速に『ファルム』に組込まれ、『マヌヴリエ』が賃借すべき余地はますます狭められていったのである。

また大抵の『ラブルール』も彼の保有地に依存する限り経済的に自立が困難であった。最小限の必要規模二七ヘクタールを有するほどの『ラブルール』は村で一〇人という少数であった。大抵の『ラブルール』は土地の賃借にすべてを賭けた。彼は役畜の所有

十七世紀フランス農村の構成

者としてそうした方向を容易に打出し得たわけである。『マヌヴリエ』がこの時期に無産の度を強めていく反面において『ラブルール』は『ファルム』の引受者として大いに実力を伸張するにいたった。同時に領主権をも請負うことによって村の実質的な支配者に成る者もあつたという。

* 例えば E. Lebrousse, *Esquisse du Mouvement des Prix et des Revenus en France au XVIII^e siècle* (2 vols., Paris, 1933); *La Crise de l'Economie Française à la Fin de l'Ancien Régime au Début de la Révolution* (Paris, 1944) を参照。

** 第二節を参照。

*** 第二節を参照。第三節の(i)の型がこれ。

**** この種の『ラブルール』は『ファルム』の経営で得たものを保有地の拡大に投じた。そのことによって彼は第三節の(ii)の型となるべく努めた。もちろん(iii)の型をめざす者もある。

***** 第三節の(iii)の型。この種の『ラブルール』はむしろ役畜の補充に関心を寄せる。彼は文字通り企業家であった。

六

いつてみれば十七世紀を通じて社会階層は徐々に単純化していった。それが『ファルム』の設定ということのなかで準備されたことはもはや自明であろう。領主は自己の地位の維持のため土地を買戻

し、それらをもって『ファルム』を構成した。そしてこの過程のなかで耕作農民として自立することの困難は増した。『ファルム』の拡大はそうした方向を抑止させたのであった。

耕作農民として立つことは農民たる者の理想であった。『ラブルール』はこの理想に達すべくもとも近い存在であった。従って『ファルム』の拡大という事態にもかかわらず『ラブルール』の保有地拡張への努力は執拗に続けられた。『ファルム』の引受者となることで『ラブルール』は利益を得、それを保有地の獲得に投じたのである。しかし領主は開放耕地から進んで共同地の蚕食を開始した。そしてこのことにより『ラブルール』が耕作農民として立つことを決定的に困難なものにしてしまった。当時の農業技術の段階で共同地は不可欠な存在であった。『ラブルール』は耕作農民をめざす過程でこの二重の障害を排除しなければならなかったのである。領主制の打破による以外これが達せられないことを彼はよく知っていた。

十七世紀の領主はもはや在地しない。『ファルム』の設定はそうした領主の存命策でもあった。『ラブルール』の若干の者は『ファルム』の経営を引受け、同時に村で領主権を行使することを請負った。彼は実質的な領主として村に君臨した。彼は領主の分身でもあった。この時期にすでに領主は形骸化している。しかしなおも村で強い尊敬を集めていた。『ラブルール』は『フェルミエ』としてこうした状況をうまく利用したのであった。彼は急速に富裕化してい

った。彼は最大の富者として村の生活ではいままに振舞っていた。しかしこの時期に領主は俸給生活者としてその境遇をますます悪化していった。『フェルミエ』の存在はこうした領主にとって実に頼もしい限りであった。最初『ラブルール』は『ファルム』に寄生して実力の蓄積をはかった。領主権の請負ということもその蓄積に資した。しかし今度は領主が『フェルミエ』たる『ラブルール』に寄食して存命をはかろうとしたのであった。かくて借地契約に際し領主は『ラブルール』に苛酷な条件を要求するにいたった。しばしばそれは『フェルミエ』の経営を破産に導くほどのものであったといわれた。

『ラブルール』の一部は耕作農民として自立を願った。その限り共同地を奪う領主には反対であった。また『ラブルール』の他の者は農業における企業家の途を選んだ。その限り彼は苛酷な借地条件を掲げる領主に反対であった。今や『ラブルール』が反領主ということとで結束するための条件は整っている。そしてこうした対抗関係はフランス革命にいたって爆発した。これを契機に領主はもはやその形骸すらとどめない。『フェルミエ』は『ファルム』について所有権を獲得し、『地主』になった。また耕作農民としての自立の方向を願って努力を重ねて来た『ラブルール』はその保有地について私有を確認させ、フランスがいわゆる小農の国として再編される基礎を固めたのであった。

領主が『ファルム』を軸として支配体制を確立しようとしたこ

と。後の発展の出発点はすべてそこに帰せられるといっている。この出発点としての現象がフランスでは十七世紀を通じて本格的なものにまで高められていった。従って十七世紀について理解を得ることとはその前後の時期の問題を正しく把握するための要件ともなる。十七世紀史を学ばずしてフランス農業史の展開は不可能とまでいっている。

* 以下はグベル氏の論文をまったく離れる。しかし無関係というのではない。グベル氏の十七世紀論を踏まえた上でフランス農業史を正しくはどう展開すべきか、いわばそういった問題についての私の試論である。

* 叙上の展開がフランス全土にわたって起らなかったこと明白であろう。領主はこの時期に官職保持者として窮乏化し、『ファルム』の設定でその苦境から脱出しようとはかった。従ってその顕著な展開はこれら領主が大量に居住する都市の周辺で見られるはずである。地方の行政中心の周辺に注意。とりわけパリ周辺では顕著である。ボヴェー地方はパリに近く、従ってその影響を受けること大であった。

七

周知の如く『ラブルール』は村の生活で領主の地位にまで上昇していった。領主権をも同時に請負う『ラブルール』においてそれが可能である。領主は村を離れ、それにかわる新勢力の登場であっ

十七世紀フランス農村の構成

た。具体的な発生の経緯はどうか。三つの時期に大別できよう。

一六〇〇年から一六三五年までが第一期。乏しい史料の示すところによれば、この時期に物価は一般に騰貴傾向にあった。そうしたなかで借地料も高騰を続けた。実際に農産物の上昇に先行していた。また一六二四年から一六三四年の間に都市の毛織物生産は最高を示している。農村における産出量は不明。しかし都市におけると同程度の繁栄を誇っていたとは思えない。人口も全体としてこの時期には増大の傾向を示していた。一六二〇年から一六三〇年の間には疫病が頻発し、一六三〇年には極度の不作に見舞われたが、人口の増勢はこれにより何の影響も受けなかったのである。以上のことからボヴェー地方はこの時期に経済的上昇期にあったといっている。そうしたなかで農村もまた最悪の状態を免れることができたのであった。

現に『ラブルール』はかなりの繁栄を誇ることができた。大抵の『ラブルール』は相当の蓄財をしていた。一方には富める少数の『ラブルール』がいた。彼はかなり富裕で、『フェルミエ』となるべき必要を感じない。教会は六〇ヘクタールの『ファルム』を抱え、その経営に苦慮したほどであった。もはやそれを一括して賃貸することとは断念しなければならぬ。三つないし四つに分割して『ラブルール』の下層の者に賃貸し、急を凌いだのであった。『マヌヴリエ』も存在した。しかし彼らによる反抗というものはみられなかった。近接の諸地方ではそれが頻発していることに注意。一例としてノル

マンディ。経済は全般に安定していた。農民層は全体として貧困な状態を免れることができたのであった。社会の諸階層の単純化が起らないこともはや自明であろう。

第二期は一六三五年から一六六〇年まで。^{*}史料も豊富であり、かなり確実なことがいえる。周知の如く戦争の断続。これがための財政危機。それらが第二期を特徴づける。農村の受けた損害は大。とりわけアルサスやロレーヌではなだしなかった。ボヴェー地方もこのような大勢から免れることができなかった。かなりの損害が出た。

一六三六年にボヴェー地方はスペイン軍の侵攻を受けた。これにより若干の村が焼かれてしまった。収穫は略奪された。農民は戦火を避けて移動した。ボヴェーの市壁の内部はこれら難民でごった返した。それでいてアルサスやロレーヌと比較すれば損害はよほどに軽微であった。従って一六四七年までは高物価が続く。借地料も上昇した。また人口の増勢が続く。しかしフロンドの乱の突発で事情は一変した。ボヴェー地方ではそれに天候の不順が重なり状態は一段と不幸なものになっていった。農民は非常な生活苦に陥った。貧困は募り、彼らの間で死亡が増大した。出生は減じた。農村の疲弊は一六四九年と一六五一年においてとくに苛烈であった。しかし農業が不況に見舞われただけではない。毛織物生産も停滞に陥っている。ボヴェー地方はこの時期に未曾有の混乱を経験した。そうしたことのなかで農民は彼の保有地を放棄することを余儀なくされ

た。農民は借務に苦しみ、保有地を明渡したのであった。

このことはボヴェーの市民にとって幸いした。彼は容易に土地を獲得することができた。しばしば数百ヘクタールを集積した。同時に領主権を購入する者もあった。彼は旧領主にかわって登場し、貴族の称号を獲得することによって新領主として農民に対するにいたったのであった。しかし結局において彼は成上り者であり、その限り大した尊敬を集めることができなかった。彼は土地所有を増加することによってこの不名誉が挽回できると信じた。かくして彼は土地に対する執着をますます深めていった。従ってこの新領主の下で農民からの保有地の収奪は募るばかりであったのである。

また保有地の耕作により売却すべき剰余の得られるほどの『ラブルール』もこの時期にはかなりの繁栄を示すことができた。最高四倍という穀物価格の上昇を利用して彼は巨大な利益を得ていった。これら『ラブルール』のなかにはそれを保有地の拡大に投ずる者もあった。耕作農民として自立を願う人々である。また他の者は役畜の購入に投ずることによって生産手段を増し、領主の土地を大規模に賃借しようとした。いわゆる『フェルミエ』の登場である。これら『ラブルール』は一般に『農村のブルジョワジー』と呼ばれた。農村社会の最高に位置し、『ラブルール』の下層や『マヌヴリエ』に対したのであった。一六四七年から一六五三年の間には農村の諸階層間に明確な単純化が始まっているといわなければならない。

第三期は一六六〇年から一七三〇年まで。いわば不況期。この時

期には物価が下落していった。所得も減退した。程度の差は認められる。しかし全体として物価も所得も下落の傾向にあった。同様に毛織物の生産も減退した。一六六一年の不作で人口は打撃を受けた。二〇年後の成年人口を危険に追込むほどの打撃であった。一六八〇年から一六九〇年の一〇年間を除いて人口は減少し、とりわけ一六九一年から九四年まで、一七〇九年から一〇年までの間に高い死亡率を示していた。死亡は例年の三倍から四倍に達した。出生も徐々に低下していった。コルベールの初期の時代を除けば農村における税の負担は一段と重くなっている。とくに一六九〇年以降において大であった。またこの時期には貨幣の価値が下落している。

とりわけ重要な影響は市民出身者が領主として登場したことから起った。彼は新領主として土地の調査に着手した。そして領主はこの調査を基礎として農民に対する要求を一段と増大していった。ルイ十四世の治下において農村で所得は減少し、農民は悲惨な状況に追込まれてしまった。当時の論者エヴァンやボワギューベル、とくにボーヴァンの筆に注意。さらに一六九四年と一七一〇年には物価の破局的上昇が起った。農民の負債は募るばかりであった。かくて数千エーカーの土地が新領主に帰することになったのである。中小の領主で残り得た者もこの時期を最後に完全に没落してしまった。

ルイ十四世の治世の下でボヴェー地方の農民の大部分は不幸な状況に追込まれていった。保有地を奪われ、ほとんど無産者化している。しかし他面において富裕な『ラブルール』が出現するにいたっ

た。彼は『フェルミエ』として経済的実力の拡充に成功したのであった。『ラブルール』は『フェルミエ』となることで富裕化し、村の最高実力者にまで成上ったのである。彼は新領主が村で集積した土地の経営担当者であり、しばしば領主権の行使を請負い、特権者として君臨していた。

従来の領主。それらのなかの有力者は『ファルム』の借地料に依存する領主となった。市民もまた商工業で得たものを土地に投じ、領主にならい『ファルム』を設定した。その一部の者は中小の領主から領主権を購入し、みずから領主になった。十七世紀の農業史はこうした新領主を軸に展開をみた。新領主は『ラブルール』を『フェルミエ』にしながら所領の経営にあたったのである。領主は『ラブルール』を『フェルミエ』として彼の下に従属させる。他方この領主は『ファルム』の拡大のなかで自営をめざす『ラブルール』の企図を圧迫した。ここに領主に対するこの種『ラブルール』の緊張が生れる。これら『ラブルール』の不満が領主制の打破としてのフランス革命を戦わしめるにいたったのであった。

^{*} グベル氏によれば、フランス史でこの時期以上に再検を要する時期はない。その結果はおそらく驚くべきものであろう。